

東京労働局長 増田 嗣郎 殿

2025年8月8日
新宿区労働組合総連合
議長 伊藤 之知

異議申し出書

2025年8月7日、東京地方最低賃金審議会が東京労働局長に対して行った「東京の最低賃金を63円引き上げて1226円に改正することが適当である」とする答申に抗議し、生活実態に即した最低賃金の大幅引き上げを求めます。

私たちは昨年から今年にかけて「新宿で普通に暮らすためにはいくら必要か」を明らかにするために、マーケット・バスケット方式（全物量積み上げ方式）を採用した最低生計費試算調査に取り組みました。

その結果、25歳単身・女性が新宿で「フツー」の暮らしをするために、月額28,561円、時間額1884円（月150時間労働換算）が必要という数字が示されました。分析を行った静岡県立女子短期大学中澤秀一准教授は、7月15日に新宿区内で行った記者会見で「前回（2019年）と比較すると約2万円（7.6%）上昇した。『最低賃金は2020年代に2000円』が妥当な目標だ」と報告しました。その記者会見で報告した最賃近傍の非正規雇用労働者の生活実態を報告します。

18歳で秋田県から上京し、区内のスーパーマーケットのパート労働者として16年間働く30代女性の時間給は1300円。手取りにして17万円です。毎日仕事が終わると数件のスーパーマーケットを回り、1円でも安い食材を探しています。

秋田の郷里に盆暮れに帰京すること、断念せざるを得ない状況です。

会社に時間給の引き上げを要求しても「10月に最賃改定があるので、違反にならないように対応する」と回答しているので、東京の改定額が1226円のこの水準ではスーパーでの賃金改定につながりません。労働者が将来に希望を持てる賃金を得るために再答申を求めます。

以上

東京労働局長 増田 嗣郎 様

2025 年 8 月 21 日

全国印刷出版産業労働組合総連合会東京地方連合会

執行委員長 坂田光正

異議申し出書

東京地方最低賃金審議会が東京労働局長に対して出した「東京の最低賃金を早ければ10月3日から63円引き上げて1,226円に改正することが適当である」とする答申は到底容認できません。

物価上昇に賃上げが追いつかず、実質賃金指数は3年連続の前期比マイナスです。今年度も5か月連続でマイナスが続いています。物価高騰が止まらない中、若年層やパートで働く最賃近傍の賃金で働く仲間からは「今すぐ時給1500円以上は必要だ」と切実な声が多数寄せられています。

全印総連が毎年行っている家計調査からは「スーパーでも特売品を利用」「今は正直、病院もいけない」「物価が高騰しているため、外食を減らしているが食費が去年よりもかかっている」「全く貯金する余裕がなく、将来に不安しかない」「子どもが成長すると出費が増えるが見込みが立てられないばかりか、生活崩壊しそう」という声が寄せられています。

最賃審議会では企業の支払い能力論を主張されますが、『最低賃金を上げたことが主たる要因で倒産した企業名を明らかにしてから主張』すべきです。全印総連東京地連など民間の中小企業では労働者の生活実態がよく見えます。最賃近傍では人が集まらないため、人員確保の必要から募集時給はこの1年で100円以上も上昇しています。時給をできるだけ低く抑えたいのは、コロナ禍においても内部留保を積み増しし、雇用の調整弁としてパートや派遣など非正規労働者を多数確保したい大企業や人材派遣会社だけではないでしょうか。

63円増の改定後の1,226円では年間1800時間フルに働いても年収220万円の貧困ラインです。これではダブルワーク・トリプルワークで命を削って働かなくては生活ができません。私たちの組合員には70歳過ぎてもダブルワークをして生活している仲間もいます。

本来、1日8時間、週40時間の労働で、経済的な心配なく暮らしていけるだけの賃金が確保されるべきです。労働基準法にある「労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」という同法の原則を守る上で「全国一律の最低賃金、東京で早期に1500円の実現」という多くの国民・都民、都内に働く労働者のささやかな願いを実現することが必要です。

都内で働く労働者の最低生計費を現在の物価高を反映した試算調査をした結果、20代単身者が人間らしい生活を営むには、少なくとも時間額 1,997 円必要との結果が出ました。都市も地方も人間らしく暮らすために必要な生活費に変わりはありません。東京都内では2,000円が必要となります。

最低賃金が 1,500 円以上になれば、「病院に行ける」「まともな食事がとれる」「切り詰めて少しは貯えができる」など、切実な声が全国各地であがっています。それらの声を聞き、鳥取地方最賃審議会では中央最賃の目安プラス 9 円の 73 円を、石川ではプラス 7 円の 70 円の答申をだしています。東京都においては、最賃近傍労働者の生活実態を直接聞くわけでも無く、短期間での審議で目安のままの 63 円の引き上げ額では、低賃金と物価高騰による生活困窮を打開できません。

酷暑の中でも冷房代を節約し熱中症となる都民が続出しています。8 月 3 日に板橋区で実施した「女性による女性のための相談会」では、「10 日以上も家族全員がお米が買えずご飯を食べていません。備蓄米も販売時間には並べず買えません」という人が多く、こうした情勢の下、最低賃金の大幅引上げはまさに命と暮らしに直結します。

東京都の賃金審議会では、当事者の意見陳述も実施されず、最賃の引上げによって生活が改善する労働者の声を審議に生かすことなく、審議の公開も不十分で審議の具体的内容も不明です。公正・公平な審議会の中で十分な審議をした上で最低賃金が決定されているとは思えません。

東京労働局長として東京地方最低賃金審議会に対し、以下の項目と共に「人たるに値する生活」を保障する最低賃金額に改定するよう強く促すことを求め、全印総連東京地連としてここに異議申立てをします。再度審議を行ない、労働者の暮らし、生活実態に向き合い、最低賃金を大幅に引き上げること強く求めます。

記

- 1、2025 年 10 月発効予定の東京都の最低賃金について、最低賃金ラインの労働者の意見を直接聞く機会を持った上で審議を行い、少なくともこの 1 年間の物価上昇分を加味した改定額になるよう全面公開での徹底審議をすること。
- 2、意見書が読み上げられても、質問も意見も言わず、専門委員会も全面公開ではなく、何を審議しているのか不明である。全面公開では、ご自身の発言が出来ない審議委員は、審議委員を辞退されたい。
- 3、審議委員の皆様には、今回答申した東京都の最低賃金 1,226 円で一か月間（最低でも 1 週間）生活をしていただき、その体験と感想を最低賃金審議会ですべていただきたい。
- 4、この 10 年間で「最低賃金が引き上げられたことが主たる要因での倒産件数」を明らかにした上で結論を出していただきたい。

以上

都内で働く労働者の最低生計費を現在の物価高を反映した試算調査をした結果、20代単身者が人間らしい生活を営むには、少なくとも時間額 1,997 円必要との結果が出ました。都市も地方も人間らしく暮らすために必要な生活費に変わりはありません。東京都内では2,000円が必要となります。

最低賃金が1,500円以上になれば、「病院に行ける」「まともな食事がとれる」「切り詰めて少しは貯えができる」など、切実な声が全国各地であがっています。それらの声を聞き、鳥取地方最賃審議会では中央最賃の目安プラス9円の73円を、石川ではプラス7円の70円の答申をだしています。東京都においては、最賃近傍労働者の生活実態を直接聞くわけでも無く、短期間での審議で目安のままの63円の引き上げ額では、低賃金と物価高騰による生活困窮を打開できません。

酷暑の中でも冷房代を節約し熱中症となる都民が続出しています。8月3日に板橋区で実施した「女性による女性のための相談会」では、「10日以上も家族全員がお米が買えずご飯を食べていません。備蓄米も販売時間には並べず買えません」という人が多く、こうした情勢の下、最低賃金の大幅引上げはまさに命と暮らしに直結します。

東京都の賃金審議会では、当事者の意見陳述も実施されず、最賃の引上げによって生活が改善する労働者の声を審議に生かすことなく、審議の公開も不十分で審議の具体的内容も不明です。公正・公平な審議会の中で十分な審議をした上で最低賃金が決定されているとは思えません。

東京労働局長として東京地方最低賃金審議会に対し、以下の項目と共に「人たるに値する生活」を保障する最低賃金額に改定するよう強く促すことを求め、全印総連東京地連としてここに異議申立てをします。再度審議を行ない、労働者の暮らし、生活実態に向き合い、最低賃金を大幅に引き上げること強く求めます。

記

- 1、2025年10月発効予定の東京都の最低賃金について、最低賃金ラインの労働者の意見を直接聞く機会を持った上で審議を行い、少なくともこの1年間の物価上昇分を加味した改定額になるよう全面公開での徹底審議をすること。
- 2、意見書が読み上げられても、質問も意見も言わず、専門委員会も全面公開ではなく、何を審議しているのか不明である。全面公開では、ご自身の発言が出来ない審議委員は、審議委員を辞退されたい。
- 3、審議委員の皆様には、今回答申した東京都の最低賃金1,226円で一か月間（最低でも1週間）生活をしていただき、その体験と感想を最低賃金審議会ですべていただきたい。
- 4、この10年間で「最低賃金が引き上げられたことが主たる要因での倒産件数」を明らかにした上で結論を出していただきたい。

以上

東京労働局長 増田 嗣郎 殿

2025年8月 22 日

東京春闘共闘会議

代表 矢吹 登則

異議申し出書

東京地方最低賃金審議会が東京労働局長に対して「東京の最低賃金を 63 円引き上げて 1226 円に改正することが適当である」とする答申は容認できません。

ひとり親世帯の調査（NPO 団体）では、物価高騰で子どもの 3 度の食事に事欠く実態が報道され、生活悪化で酷暑の中でも冷房代を節約し熱中症となる都民が続出しています。

実質賃金が 6 カ月連続でマイナスとなり、最賃近傍で就労する仲間からは「時給 2000 円以上は必要だ」と切実な声が多数寄せられています。

こうした情勢の下、最低賃金の大幅引上げはまさに命と暮らしに直結します。私たちは異議を申し立てるとともに再度審議を行ない、労働者の暮らし、生活実態に向き合い、最低賃金を大幅に引き上げること強く求めます。

以上

東京労働局長 増田 嗣郎 殿

2025年8月 22 日

東京地方労働組合評議会

議長 矢吹義則

異議申し出書

東京地方最低賃金審議会が東京労働局長に対して「東京の最低賃金を 63 円引き上げて 1226 円に改正することが適当である」とする答申は容認できません。

ひとり親世帯の調査（NPO 団体）では、物価高騰で子どもの 3 度の食事に事欠く実態が報道され、生活悪化で酷暑の中でも冷房代を節約し熱中症となる都民が続出しています。

実質賃金が 6 カ月連続でマイナスとなり、最賃近傍で就労する仲間からは「時給 2000 円以上は必要だ」と切実な声が多数寄せられています。

こうした情勢の下、最低賃金の大幅引上げはまさに命と暮らしに直結します。私たちは異議を申し立てるとともに再度審議を行ない、労働者の暮らし、生活実態に向き合い、最低賃金を大幅に引き上げること強く求めます。

以上

東京労働局長 増田 嗣郎 殿

2025年 8月20 日

異議申出書

東京地方最低賃金審議会が東京労働局長に対して「東京の最低賃金を 10 月3日から63円引き上げて 1,226 円に改正することが適当である」とした答申は容認することはできません。

東京地評と東京春闘共闘委員会は、6 月23日に厚生労働省で記者会見を行い、物価高騰の影響を加味して最低生計費調査の再計算を行いました。東京では2019年に実施し、今年、物価高騰やサブスク(音楽、動画などの定額サービス)の拡大など生活の変化を加味して再計算しました。北区在住の25歳単身者モデルで、男性1900円(236円増)、女性1838円(196円増)へ大きく上昇しています。人間らしい生活を暮らすための要求を加味すれば時給2000円の水準が必要です。愛知県や新潟県では、労働組合が行った最低生計費調査が審議会資料になるなどしています。

最低賃金近傍で働く仲間は、円安によるエネルギー価格高騰により電気代を気にして猛暑の中でも冷房代を節約もしなければならない状態です。熱中症になる危険が大変高まっています。また、物価高騰により、「社員食堂は大幅に価格が引き上げがなされ、もともと 1 食ワンコイン(100 円)」で過ごしている労働者は、食事のままならず食事を抜き、お水をのむことで空腹をごまかす事例もあります。

私たちはこれまで、「最低賃金を直ちに全国一律時給 1,500 円」を求め、最低生計費調査も行い、東京で自立して生活するには最低でも2,000 円以上が必要であると明らかにしてきました。

大企業を中心とした正規労働者は定期昇給やボーナスがあり、今年も 5%以上の賃上げが行われましたが、最低賃金近傍で働くパート・アルバイトの仲間は、最低賃金の改定しか賃上げが望めないことから、63円の引上げでは絶対的に足りず、命と暮らしを脅かし続けることになりました。

私たちは、答申に異議を申し立てるとともに、貴職に対して再度審議を行うよう求め、東京の生活実態にふさわしい最低賃金となるよう大幅に引き上げることを強く求めます。

(組合・団体名) 東京地方労働組合評議会 パート・非正規労働者連絡会

(代表者名) 代表 松崎 真介

(住所・電話) [REDACTED]
[REDACTED]

2025 年 8 月 22 日

東京労働局長 増田嗣郎 御中

(団体名) 東京地方労働組合評議会青年部協議会 (東京地評青年協)

(代表者名) 議長 新倉 大輔

若者が希望を持てる最低賃金の実現を ＝2025 年度最低賃金額改定決定に関する異議申出書＝

8 月 7 日の東京地方最低賃金審議会において、東京都の最低賃金額を「63 円引き上げ、時間額 1,226 円」とする結論が東京労働局長に答申されました。これは、中央最低賃金審議会の答申をただ追随するものであり、様々な経済情勢や最低賃金近傍で働く労働者の生活保障を度外視した「政治的」な答申・採決です。地方の審議会としての役割を放棄するものと言わざるを得ません。

私たち東京地評青年協は、円安・物価高で苦しい生活を強いられる青年労働者の生活を守る立場から、今回の答申に異議を申し立てます。

異議申出の趣旨

- ①憲法 25 条で規定されている誰もが健康で文化的な最低限度の生活を営む権利が保障される最低賃金時給 2,000 円以上となるよう、審議を再度やり直すこと。
- ②東京地方最低賃金審議会運営規定第 6 条（会議の公開）の趣旨に立ち返り、審議会および専門部会を原則として公開の場で開催すること。また、多様な立場からの意見陳述の機会を確保すること。
- ③最低賃金引上げに伴う中小企業の人件費負担を軽減するため、政府に対し、中小企業への十分な支援を求めること。

異議申出の理由

①について、現在の最低賃金は労働者がフルタイムで働いても、基本的な生活を安定的に営むには不十分な水準にとどまっています。東京地評が 2025 年 5 月に行った「最低生計費試算調査のアップデート」によれば、東京都北区で 25 歳が一人暮らしをするには月額 281,649 円、時給 1,621 円（月 173.8 時間労働換算）必要であることが明らかになりました。また、2024 年 11 月、東京地評青年協などが池袋駅で青年を対象に行ったシールアンケート（102 人が回答）では、99%（101 人）が「最低賃金は引き上げが必要」、51 人（50%）が「1,700 円以上」にするべきだと回答しました。

昨年の東京地方最低賃金審議会では、「単身世帯の標準生計費は 143,240 円」とされましたが、これは大幅に節約をしなければ生活が成り立たない水準であり、その算定方法も公開されていないことから、現実の生活実態に即しているとは言えません。

最低賃金が、若年層・非正規雇用者の貧困を助長するような状況を是正し、誰もが健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、貴審議会に対し、独自の調査を行うことと、最低賃金時給 2,000 円への引き上げを強く求めます。

②について、最低賃金は、労働者の生活と企業の経営双方に大きな影響を及ぼす制度であり、その決定には高い透明性と公正性が求められます。東京地方最低賃金審議会運営規定第6条には、「会議は公開するものとする。ただし、審議に支障があると認められる場合はこの限りでない」と明記されており、会議は原則公開で行われるべきです。

昨年度には、専門部会の一部が初めて公開され、一定の前進が見られました。しかし、審議内容の検証にはなお不十分です。最低賃金をめぐる議論が、社会的に正当性を持つものとなるためには、審議会および専門部会を原則として公開の場で開催することが不可欠です。

また、現行の審議会は労使と公益委員による三者構成となっていますが、この枠組みだけでは、実際に最低賃金の影響を強く受ける若年層、非正規雇用者、外国人労働者、ひとり親世帯など、社会の多様な当事者の声を十分に反映できているとは言えません。委員の選任だけに依存せず、多様な立場の人々による意見陳述の機会を制度的に確保することが必要です。

③について、最低賃金の引き上げは中小企業にとって一定の負担となり得ますが、それを理由に引き上げを抑制すべきではありません。むしろ、国や自治体による中小企業支援策の拡充により、賃上げと経営の両立を可能にすることが持続的な経済成長には重要です。したがって、社会保険料の減免、賃上げに応じた助成金の拡充、取引価格の適正化指導など、実効的な政策の実現に取り組むことを求めます。

東京労働局長 増田 嗣郎 殿

2025年8月20日

東京都教職員組合
執行委員長 加藤 裕子

異議申し出書

東京地方最低賃金審議会が東京労働局長に対して「東京の最低賃金を63円引き上げて1226円に改正することが適当である」とする答申は容認できません。

ひとり親世帯の調査(NPO団体)では、物価高騰で子どもの3度の食事に事欠く実態が報道されています。文部科学省の学校保健統計によると、痩せ型の子どもの数が男女ともに過去最高(2024年度)であり、健康と発達を保障することができていません。また、生活悪化で酷暑の中でも冷房代を節約し、熱中症となる都民が続出しています。

実質賃金が6カ月連続でマイナスとなり、最賃近傍で就労する仲間からは「時給2000円以上は必要だ」と切実な声が多数寄せられています。

こうした情勢の下、最低賃金の大幅引上げはまさに命と暮らしに直結します。私たちは異議を申し立てるとともに再度審議を行ない、労働者の暮らし、生活実態に向き合い、最低賃金を大幅に引き上げることを強く求めます。

以上